

長崎県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和 7 年 7 月 7 日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 古川 隆三郎



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第 6 号

長崎県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱の一部を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱（平成 20 年長崎県後期高齢者医療広域連合告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「3 年」を「3 年以内」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。